

論文

人道的介入における道義と国益に関する考察

— 規範理論としてのリアリズムとリベラリズムの視点から —

宮下大夢*

はじめに

冷戦終結後の主要な武力紛争は、伝統的な国家間の戦争から一国内または局地的に発生する武力紛争へと移行した。このような武力紛争では、民間人を攻撃対象とするジェノサイドや民族浄化といった極度の人権侵害が行われており、大規模かつ深刻な人道危機を引き起こしている。こうした事態への対応策として、国際連合（以下、国連）は人道的介入（Humanitarian Intervention）⁽¹⁾を実施してきた。とくに2005年の国連総会で「保護する責任（R2P: Responsibility to Protect）」が承認されたからは、人道的介入はR2Pの実践方法の1つとして正当性を付与され、グローバルな道義的規範としての性格を持つようになっていく。

しかしながら、依然として人道的介入は深刻な人道危機に対して公平に行われるのではなく、安全保障理事会（以下、安保理）、とくに常任理事国（P5: Permanent 5）によって選択的な実施決定がなされている。たとえば、2003年以降グルフルでは大規模な人道危機が発生したが、安保理は時宜に適う有効な措置を取らなかった。さらに、2011年にはリビアとシリアで

深刻な人道危機が発生し、国連主導の人道的介入がリビアに対して行われた一方で、現在も無辜の民間人の犠牲が増加し続けているシリアに対しては行われていない。人道的介入の実施判断は安保理の政治的意思を反映しており、その意思形成にはP5の介入の動機が大きく関係する。

安保理の政治的意思は一枚岩ではなく、人道介入の実施決定をめぐる、アメリカ、イギリス、フランスのいわゆるP3と、中国とロシアが対立する場面が増加している。これはリベラル・デモクラシーの価値に基づいて人権侵害の停止だけでなく体制転覆を狙う前者のグループと、紛争の平和的解決や主権の尊重を訴えながら自国と戦略的に結びつきのある現体制（被介入国）の延命を図ろうとする後者のグループとの間で意見が対立する図式である〔千知岩2013: 125-126〕。P3は人道的介入に反対する中国やロシアとの関係の悪化を懸念して、介入に消極的になる可能性もある。したがって、介入国側の道義（morality）と国益をめぐる問題はより複雑なものになっている。

本稿は、国際関係論における規範理論（normative theory）⁽²⁾としてのリアリズムとリベ

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程1年（指導教員 山田 満）

ラリズムの視点から、人道的介入における道義と国益の関係性を再考することを目的とする。具体的には、人道的介入は国益に基づく利己主義の国家行動なのか、人類益のような道義に基づく利他主義 (altruism) の国家行動なのか、あるいはその両者の性格を持つのかについて問い直したい。人道的介入に関する先行研究は十分な蓄積があるものの、介入の動機となる道義と国益の説明や解釈には大きな相違や対立がみられる。したがって、先行研究で議論されてきた道義と国益に関する言説を整理し、それぞれの理論の差異と共通点を検討した上で、人道的介入における両者の関係性についての理論的考察を行うこととする。

本稿では、人道的介入は道義に基づく利他主義と国益に基づく利己主義の結果として現れる国家行動であると説明できるが、それだけでは介入が実施されない理由を説明することはできないと指摘する。そして、グローバルな規範として人道的介入が正当性を持つようになった現在の国際秩序においても、人道的介入の動機の核心は国益であり、道義は動機の周辺要素に過ぎないことを結論として導くこととする。

第1章 人道的介入とは何か

1-1 冷戦期の国際社会

人道的介入の定義は論者によって異なり、いまだ普遍的な定義は存在しない。したがって、本稿で議論する人道的介入の定義をしておきたい。人道的介入は、古くは17世紀から議論されているが、本稿では国連の創設以降に焦点を当てて検討する。第2次世界大戦後、史上最悪の負の遺産となったナチスのホロコーストへの反省から、重大な非人道的行為を事後に裁くため

のルールが国際社会に導入された。1945年から1946年にかけて開かれたニュルンベルク裁判において「人道に対する罪」が、そして1948年にはジェノサイド条約⁽³⁾が採択され「ジェノサイドの罪」がそれぞれ国際法の世界で確立したのである。

しかしながら、これらの規範の成立によって、大規模な人道危機が発生した際に、軍事介入をしてまでそれに対処することは認められなかった。なぜなら、国連憲章第2条第4項の武力行使禁止原則や内政不干渉原則⁽⁴⁾から逸脱する軍事介入は明白な国際法違反であるとの認識が広く共有されていただけでなく、東西冷戦の対立構造のなかで安保理が十分な機能を果たせなかったためである。したがって、冷戦期においては、極度の人権侵害が発生しても国際社会が対応することは困難であった。それどころか、東西両陣営は新興独立国を自らの陣営に囲い込み、汚職や人権侵害を黙認して援助を供与していたのである。

1960年代は、非植民地化の進行によってアジア、アフリカで多くの独立国家が誕生し、西洋的な国際政治システムへと参入していった。しかしながら、ジャクソン (Robert H. Jackson) が指摘するように、脱植民地国家の多くは主権国家としての制度が整っておらず、人権を保護し社会経済的な福祉を提供するための政治的意思や能力が欠如していた [Jackson 1990: 21]。そして、大統領を中心とする一部の特権階級が政治経済的な利益を独占し、その結果汚職や人権侵害が蔓延してしまった⁽⁵⁾。

また、中国やソ連などの非西洋諸国の政府により自国民に対する虐殺が頻繁に行われてきた。ランメル (Rudolph J. Rummel) は、こ

のような政府による人々の殺害をデモサイド (Democide) と呼んでいる [Rummel 1994]⁽⁶⁾。ランメル データによれば、20世紀におけるデモサイドの犠牲者は2億6,200万人にのぼるといふ⁽⁷⁾。このうち冷戦期に含まれる1945年から1987年までの犠牲者は7,600万人に達している⁽⁸⁾。吉川は、冷戦期の国際社会の状況について「デモサイドの実態は、漠としては知られていたが、それを看過せざるを得なかったし、軍事干渉をしてまで救済することが認められない平和観と国家優先の平和共存体制が支配していた」と指摘している [吉川 2007: 122]。

ただし、冷戦期には国連の決定に基づかない国家単独の人道的介入もみられた。たとえば、1971年のインドによる東パキスタン (現バングラデシュ) への軍事介入、1978年のベトナムによるカンボジアへの軍事介入、1979年のタンザニアによるウガンダへの軍事介入などである。これらは主に自衛権や人道的理由を根拠とする軍事介入であり、結果的にジェノサイドや深刻な飢餓から現地の人々を救済したとみることもできる。しかしながら、いずれの軍事介入も安保理および総会において国際社会の支持を得ることはなかった。

1-2 冷戦終結後の人道的介入

これまで述べてきた冷戦期とは異なり、冷戦終結後の国際秩序は大きな変容を遂げている。東西対立の解消を背景に、安保理は国連憲章第7章に基づく強制措置および武力行使を授権する事例を増大させた。そして、このうちいくつかの事例は、集団安全保障の違反国への制裁として実施される従来型の強制措置とは性質が異なるものであった。すなわち、安保理は一国内

または局地的に発生した深刻な人道危機を「国際の平和と安全に対する脅威」と認定し、国連憲章第7章に基づく強制措置の適用範囲を拡大して事態に対応するようになったのである。これが国連主導の人道的介入に該当する活動である。なお、決議文のなかで武力行使を認める文言は「必要なあらゆる手段 (all necessary means)」を許可するという表現が使用される。

ウェルシュ (Jennifer M. Welsh) は、人道的介入を「大規模な人権侵害への対応または人間の苦しみの拡大を防止することを目的に、国連の授権の有無にかかわらず、武力を用いて国家内部の問題に強制的に介入すること」と定義している [Welsh 2008: 535]。本稿ではウェルシュの定義に依拠するが、安保理決議に基づく国連主導の人道的介入と決議に基づかない国家単独あるいは国家群による人道的介入を明確に区別する⁽⁹⁾。アメリカを主導とする2003年のイラクへの攻撃や、2014年の「イラク・レバントのイスラム国 (ISIL: Islamic State in Iraq and the Levant)」に対する空爆など、人道的理由を根拠に含む安保理決議のない軍事介入は現在でもみられる。しかしながら、国連主導の人道的介入の方が件数は増加している。

1990年代における人道的介入は深刻な人道危機から人々を保護することにことごとく失敗した。1993年のソマリアでの平和強制は失敗に終わり、1994年のルワンダでは80万人もの虐殺を看過する結果となり、1995年のボスニアでは国連が「安全地帯」に指定していたスレブレニツァで虐殺が発生してしまった。さらに、1999年にはコソボに対する人道的介入の実施決定をめぐり安保理が機能不全に陥るなか、NATO軍が独自に大規模な軍事介入を実施した。この

介入は「違法だが正当 (illegal but legitimate)」とも評価され、人道的介入をめぐる大きな論争を巻き起こした [IICK 2000: 4]。

1-3 保護する責任の登場

こうした深刻な人道危機への対応の反省から、アナン (Kofi Annan) 国連事務総長は、カナダ政府に呼びかけ「介入と国家主権に関する国際委員会 (ICISS: International Commission on Intervention and State Sovereignty)」を設立した。そして、ICISSは2001年に報告書を作成し、人道的介入に代わる新たな概念としてR2Pを提唱した。ICISS報告書は、軍事介入による対処のみに議論を限定していた人道的介入とは異なり、R2Pにおいては深刻な人道危機の予防が最も重要であるとした [ICISS 2001: XI]。また同報告書は、軍事介入は危機の平和的解決などが尽くされた場合にのみ正当化される最後の手段であるとした [ICISS 2001: XII]。

その後R2Pは、国連におけるいくつかの審議を経て2005年の国連総会で採択された『世界サミット成果文書 (World Summit Outcome)』(以下、成果文書)のなかで承認された [UN 2005: 30]。R2Pの概念についての検討は本稿の射程ではないため、詳しくは言及しない。ただし、現時点におけるR2Pの意義を述べるとすれば、国連主導の人道的介入を実施するための条件を具体化した点にあるといえるだろう。

ICISS報告書ではR2Pが適用される事態を「人命の大規模な喪失」と抽象的に表現していたが、『成果文書』ではジェノサイド、民族浄化、戦争犯罪、人道に対する罪の4つに限定された。さらに、2014年11月に国連が作成した『アトロシティ・クライムの分析枠組み

(*Framework of Analysis for Atrocity Crimes*)』のなかで、R2Pは国際法上の定義があるジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪の3つの国際犯罪に適用されることが定められた [UN 2014: 1-2]。ただし、R2Pは人道的介入に代わる概念として登場したが、R2Pの規範によって人道的理由を根拠とする軍事介入の実施手続きや方法に大きな変化があったわけではない。また、多くの研究者が人道的介入という表現を継続して使用しているため、本稿もこれに従うこととする。

第2章 道義と国益の関係性

2-1 リアリズム

人道的介入は、国家が他国の人々の生命を守るというきわめて道義的な行為であろう。R2Pの代表的な研究者であるベラミー (Alex J. Bellamy) は、「リアリストの伝統は人道的介入の規範に反対している」と指摘している。なぜなら「国家の主要な責任は自国民に対してあり、したがって、どこか遠い地の外国人を救済するために人道的な十字軍を派遣し、自国民 (軍隊) の生命を危険に晒すことは正当化できない」からである [Bellamy 2003: 10]。道義の概念に着目した場合、確かにリアリストは人道的介入に反対すると考えられる。ただし、国家が道義的行動を取れない理由について、古典的リアリスト (古典的現実主義者) とネオリアリスト (構造的現実主義者) は異なる説明をしている。

ウォルファーズ (Arnold Wolfers) が指摘するように、リアリストの考えは「国家はパワーの拡大を追求する」という命題に基づいている。そして、国家は国際社会のアリーナにおけ

る唯一のアクターで互いに完全に分断されており、利己的なパワーを追求するなかで衝突し合うため親和性も結束もなく、避けることのできない永続的な生存競争を続けている。したがって、他のすべての国家は潜在的な敵であり、共通の敵に対して同盟を結ばない限り、国家間の友好はありえないのである [Wolfers 1962: 82]。これは古典的リアリストとネオリアリストが共有するリアリズムの核心である。

まず、ネオリアリストが人道的介入に関心を寄せることはほとんどない。なぜなら、ネオリアリストは国際システムにおける無政府状態の影響力を強調しており、この構造が強制的に国家を利己的な性格にし、人道的介入のような道義的な国家行動を制約すると考えるからである [Waltz 1991]。なお、ジャクソンも「ウォルツは国際道義という選択を評価する基準について何も言及していない」と指摘している [Jackson 1996: 212]。

また、攻撃的リアリズム (Offensive Realism) の支持者であるミアシャイマー (John J. Mearsheimer) も、国家は外国での人権侵害のような道義的な関心に基づいて行動することはなく、国際機構は国家の行動に大きな影響を及ぼさないとしている [Mearsheimer 1994]。したがって、ネオリアリズムの視点からは、アナーキーな国際構造のなかで国家は利己的な存在であるため、道義的行動である人道的介入を実施することはないという結論が導かれる。

一方、ネオリアリストとは異なり人間の本性に着目する古典的リアリストは、道義についてのより慎重な議論を展開している。古典的リアリストといわれるカー (E. H. Carr) やモーゲンソー (Hans J. Morgenthau) は、それぞれ第2

次世界大戦の前後と冷戦期に活躍した人物であり、人道的介入に関する直接の議論はしていない。しかしながら、道義に関して最も示唆に富む議論をしているため、最初に2人の言説を検討したい。

まず、カーは「国際政治において道義をどのように位置づけるかは、国際研究全領域のなかで最も曖昧で厄介な問題である」とし [Carr 1939/原訳 2011: 280]、なぜ国家は個人と同じ道義基準に従うと考えられないのかという問題を提起している。カーによれば、国家を含む集団人格 (group person) の義務は、個人の義務よりも自利によって制約されており、他者のために自らの利益や命さえ犠牲にする個人は道義的にみて賞賛に値するものの、集団人格は自らの利益を大きく損なってまで利他主義にのめり込むことを期待されてはいない [Carr 1939/訳 302]。加えて、国家は政治権力のいわば収納庫であり最低限の道義的行動を他の集団人格に押し付けることができるが、道義的行動を強制できる国家以上の権力は存在しないために、国家は道義的行動を取ることが難しいと述べている [Carr 1939/訳 307]。

次に、古典的リアリストの代表格であるモーゲンソーは、国際関係における国益と道義の意義について検討している。モーゲンソーのリアリズム理論は、人間性の本質は他者を支配しようとする権力欲にあるという点から出発する。この権力欲が典型的に現れるのが政治の領域であり、「権力への欲望は、すべての政治と同様、国際政治においても顕著な要素であるがゆえに、国際政治は不可避的に権力政治となる」という [Morgenthau 1982/現代平和研究会訳 1998: 36]。そしてモーゲンソーは、国家は国益

のみに基づいて行動するし、またそうすべきであると論じている。

また、モーゲンソーは、国際道義を検討する場合は「国際政治に及ぼす倫理の影響力を過大評価したり、あるいは政治家や外交官が物的な力の要件以外では動かされないとして倫理の影響力を過小評価したりすることのないよう警戒しなくてはならない」と指摘している [Morgenthau 1982/訳 247]。ただし、同時に道義についての慎重な見方が必要であるという。なぜなら、政治家や外交官が実際の動機にかかわらず、道義的な言葉で自己の行動や目標を正当化することがよくあるためである。したがって、国家の人道主義的な目標や国際的理想を額面どおりに受け取ることは誤りであり、それらが真の動機を隠すための単なるイデオロギーに過ぎないのかどうか、あるいは、それらが国際政治を倫理基準に合致させようとする純粋な関心の表明なのかどうかを問う姿勢が必要であるという。

さらに、モーゲンソーは第2次世界大戦後のアメリカとソ連の介入政策を検討し、「アメリカとソビエトは状況に応じて政府、あるいは反政府勢力を支持し、弱小国家の内戦に介入してきた。イデオロギー的に見れば、アメリカは常に政府側を、そしてソビエトは反政府勢力を支持するかのように見えるが、現実には必ずしもそうではなかった。その理由は、イデオロギーとパワー・ポリティクス（権力政治）の相互作用によるものである」と指摘している [Morgenthau 1967/山室訳 2001: 269]。

そして「アメリカの外交政策はいかなる道を進むべきだろうか」という設問に対し、4つの指針を述べている。それは「第1に、(介

入の判断基準となる) 抽象的概念を模索しても無意味なこと、第2に反共主義に基づく介入は間違っていること、第3に反革命の立場からの介入が自滅的であること、そして第4が、介入には慎重さが求められることである」 [Morgenthau 1967/訳 271]。なお、第3の理由については介入に必要な資源に限界があることを指摘している。

最後に、モーゲンソーは経済援助政策における選択性の原則を政治や軍事分野に広げていく必要があるとし、得られる利益と投入できる資源を注意深く計算した上で、成功の見込みのある場合に介入を限定すべきであり、イデオロギー上のコミットメントやアメリカのパワーへの過信によって判断してはならないと結論づけている [Morgenthau 1967/訳 277-278]。

2人の古典的リアリストの言説から明らかになることは、国家が道義的行動を取ることは困難であり、道義的な観点から人道的介入を正当化することはできないということである。しかしながら、ナイ (Joseph S. Nye) はリアリストも人道的介入に賛成することがあると指摘している。ナイによれば、「リアリストにとって、国際政治の中核的な価値は秩序と安定であり、中核的な制度はバランス・オブ・パワーである。バランス・オブ・パワーと秩序を維持する必要がある時には、介入は正当化できると、彼らは信じている」という [Nye 2013/田中・村田訳 2013: 253]。

ただし、国際秩序の維持に着目した場合も人道的介入について慎重論を唱えるリアリストは少なくない。たとえば、キッシンジャー (Henry A. Kissinger) は、1999年のNATO軍によるコソボへの空爆について「クリントンは致命的な誤

りを犯した」と非難した。当時クリントン政権はコソボでの弾圧は道義的に許せない暴挙であり、従来の国益を踏み越えてでも阻止しなければならぬと国民に訴えたが、キッシンジャーはこれではアフガニスタンなどの「さらに多くの犠牲者が出ている地域に介入しない理由が説明できない」と指摘している [Kissinger 1999a: 26-27]。

キッシンジャーが空爆に反対した理由は3つある。第1に空爆という手段によるコソボ危機のさらなる悪化、第2にセルビアの弱体化によるバルカン地域の勢力バランスの崩壊と、複雑な民族問題を抱える周辺諸国への紛争の拡大 [Kissinger 1999a: 26]、第3に今後の米中関係および米露関係の悪化である [Kissinger 1999b: 39-40]。また、キッシンジャーは「逆説的なことに、世界共通の価値観に基づいて行動しているつもりの方が、ほかの多くの国には恣意的で不明瞭で傲慢と映っている。アメリカは、外交政策の原則を早急に再検討すべきだ」と述べている [Kissinger 1999b: 45]。

また、キッシンジャーは2011年のシリアに対する人道的介入の実施にも反対した。キッシンジャーによれば、「アサド政権下のシリアはレバント地方および地中海沿岸地域におけるイランの戦略を支援し、また、イスラエル国家に反対するハマスおよびレバノンの統一を妨げているヒズボラを支援している」。したがって、「アメリカはアサド政権の崩壊に賛成し、そのための国際的な外交を促進するための人道的理由だけでなく戦略を持っている」と一定の理解を示した [Kissinger 2012]。しかしながら、軍事介入を行うには取り組まなければならない多数の問題があるという。たとえば、イラクやアフガ

ニスタンといった隣国から部隊を撤退させている一方で、同じ地域への新たな軍事的関与を正当化しうるかといった問題である。

さらに、キッシンジャーによれば、アメリカが単独で人道的または戦略的な理由から軍事介入を行う場合2つの必須条件があるという。それは体制転覆後のガバナンスに関するコンセンサスを形成し、政治的な目標を国内世論の支持のある間に達成することである。ただし、キッシンジャーはシリアでこのような条件を満たすことは困難であるとし、「明確な戦略的構想がなければ、国境を侵害され国際戦争と内戦が混じり合った世界秩序は2度と息を吹き返さない」と指摘している [Kissinger 2012]。

リアリズムの視点から人道的介入を説明すると、道義のみに基づいて人道的介入が行われる可能性はないが、国際秩序の維持のためであれば行われる場合があるということになる。したがって、リアリストにとっての人道的介入はあくまでも国益のための対外政策を意味し、深刻な人道危機から人々を救済するという本来の目的は二義的なものになってしまう。なお、人権や民主主義のための政策も国益に資するという考え方もありうるが、それはリアリストの定義する国益の概念には含まれないと考えられる。

2-2 リベラリズム

リベラリズムを規範理論の視点から捉えると国家中心的道義主義とコスモポリタニズム（世界市民主義）に分けて説明できる [中本 2006: 282]。したがって、ここでは国家中心的道義主義者とコスモポリタン（世界市民主義者）の代表的人物が人道的介入における道義と国益の問題をどのように議論しているかを検討する。

(1) 国家中心的道義主義

ナイは「国家中心的道義主義者にとって、国際政治における根本価値は国家と国民の自律性であり、根本的制度は一定の規則と国際法を伴う国際社会（諸国家から成る社会）である。そしてこれらの規則の中で最も重要なものが、他国の主権領域に対する非介入（不干涉）なのである。その結果、国家の領土保全と外部からの侵略に対する主権の防衛のためにだけ介入は正当化されると、国家中心的道義主義者は信じている」と指摘する [Nye 2013/訳 254]。ただし、国家中心的道義主義者であるウォルツァー (Michael Walzer) は、侵略への対抗以外に戦争や軍事介入を正当化しうる3つの場合について議論している。ウォルツァーが正しい戦争として許容するこれら3つには、大量虐殺などの深刻な人権侵害が発生した際の人道的介入が含まれている⁽¹⁰⁾。

ウォルツァーは国家が外国の人命を守るという目的だけで自国兵士を他国に派遣することはなく、「他国民の生命は国内的政策決定の秤の上ではそれほど重みを持っていない」と述べる [Walzer 2006/萩原訳 2008: 218]。そして、純粋に人道的な動機のみに基づく人道的介入はなく、常に混合的動機に基づいて行われてきたと指摘している。ただし、人道的介入が部分的にしか人道的でないとしても、それが人道的介入に対する反論になるわけではないという。加えて、ウォルツァーは国連待望論のような受動的姿勢を取るべきいかなる道徳的理由も存在せず、「殺戮を阻止することのできる国家であればどこでも、少なくともそれを試してみる権利はもっている」というのである [Walzer 2006/訳 228]。

しかしながら、ウォルツァーは「人道的介入

は、民主主義や自由企業体制、経済的正義、自発的結社、あるいは私たちが他国に望み、要求しさえするだろうその他あらゆる社会实践や社会的取り決めを理由とするなら、正当化されない」という [Walzer 2004/駒村他訳 2008: 106]。そして、人道的介入の正当な事例としてインドの東パキスタンへの介入、タンザニアのウガンダへの介入、ベトナムのカンボジアへの介入の3つを挙げ、これらの事例のようにその現地文化に何らかの理解を持っている近隣諸国が介入を行うことが最善だとした。また、「自国の兵士を遠くはなれた土地でリスクにさらすべきなのだろうか」という問いに、次のように回答している [Walzer 2004/訳 113]。

ときに私はこの問いに肯定的に答えたいという強い思いに駆られる（こうしたリスクを引き受けるのが志願兵であるか徴集兵であるかはきわめて複雑な問いであり、ここで取り上げることはできない）。その理由は単純明快である。つまり、すべて国家は世界大の安定と、世界大の人道性にさえ利害を有するからであり、私たちのように裕福で強大な国家の場合、この利害には義務が伴うのである。

ウォルツァーの議論を整理すると、国益を重視するリアリストとは異なり、国家の道義的な義務として人道的介入の必要性を説いている。そして、人道的介入の動機が道義だけでなく国益を含む混合的なものであるとしても、それは介入の必要性を否定することはないとしている。

(2) コスモポリタニズム

ナイによれば、リアリストとは対照的に「コスモポリタンの根本的価値は正義である。彼ら

にとって、根本的な国際制度は諸個人から成る社会（世界社会）である。したがって介入は、それが個人の正義と人権を促進するものであれば正当化される」という [Nye 2013/訳 253]。

ウォルツァーの議論にみられる内政不干涉原則への譲歩は、コスモポリタンの見解と一致するものである。しかしながら、ウォルツァーの議論に最も強く反論したのはコスモポリタンであった。たとえば、コスモポリタンであるベイツ (Charles R. Beitz) は、内政不干涉原理の道義的根拠を検討して国家の自律性の権利を批判し、ウォルツァーが反対した民主主義を支援するための介入も許容されうると論じた。ベイツは「最大限厳密に解釈するなら、干渉とは、ある政府が、軍事力の行使によって他国の政治的権威の構造を、その国の意に反して変える政策」と定義する。ただし、ベイツは武力の威嚇は伴うが武力行使には至らない狭義の介入政策という意味に限定して議論すると述べる [Beitz 1979/進藤訳 1989: 108]。

ベイツは「国家の権利は、その国民の同意に基づいている」というウォルツァーの議論に着目し、個々の市民の同意が国家の自律性の根拠となっていることを指摘する [Beitz 1979/訳 113]。したがって、「国家の自律性は国民の自由という観点から弁護できるし、その自由は、他国からする自国の政治制度に対する強制力の行使によって侵害されることになる」 [Beitz 1979/訳 114]。しかしながら、ベイツによれば、国民の同意という考え方を根拠に道義的な正当性を証明できる政府はほとんど存在しないという。したがって、「同意から正当性を導く論理の持つ弱さのために、同意から自律性を導く論理の根拠もまた損なわれてしまう」と述べ

る [Beitz 1979/訳 116]。そして、ベイツはこのような国家の自律性に関する考えに依拠し、「正当な正義の原理に照らしてある国家の諸制度が不正であるような場合や、干渉によってその国家内部の正しい民主的機構の発展が促されるところと思われる場合、他国の問題に干渉する権利がなんらかの形で保障されることになるはずだ」と結論づけている [Beitz 1979/訳 119]。

ベイツよりもさらに踏み込んだ議論を展開するのが、人道的介入は「コスモポリタンな人類益 (cosmopolitan interest of humanity)」に適うとするテソン (Fernando R. Teson) である [Teson 2006a]。テソンは許容可能な人道的介入を「犠牲者に受け入れられ、しかも二重結果の原則に一致して、圧政や無秩序を終わらせる目的で、原則的に自由主義の政府や同盟によってなされる、均衡のとれた軍事力の行使や威嚇」と定義している [Teson 2003: 94]。二重結果の原則とは、良い結果をもたらすための行動が意図せず悪い結果をもたらしたとしても、良い結果の方がより重要である場合は正当化されるという考え方である。これを人道的介入に当てはめると、圧政を終結させるための行動が意図せず非戦闘員を殺してしまったとしても、圧政を終結させることの方がより重要であるため非戦闘員の殺害は正当化されるということになる [Teson 2003: 115-116, 2005: 103]。

さらに、テソンによれば介入国がさらなる圧政（政治的支配を含む）を強いることがない限り、道義的な理由以外の利己的な動機が含まれていたとしても「真の基準は介入が人権剥奪を停止させたかどうか」という結果であるという [Teson 1997: 113]。したがって、テソンによれば、2003年のアメリカによるイラクへの軍事介

入は、フセイン (Saddam Hussein) 政権による
 圧政を終結させたため人道的介入であったと
 いうのである [Teson 2005: 2]。しかしながら、
 結果を重視するテソンの見地に立ったとして
 も、13万人以上の民間人の犠牲者を出し [IBC
 2014]、長期間にわたり介入後の平和構築に失
 敗しているイラクへの軍事介入を正当化するこ
 とは困難であろう。

カルドー (Mary Kaldor) もコスモポリタンの
 視点から人道的介入を支持しているが、正しい
 戦争としてではなく「人権の執行」というかた
 ちで人道的介入を行うべきであると主張する。
 カルドーは1991年から2000年までを人道的介入
 の10年と位置づけ、この期間における人道的介
 入に関する様々なアクターの見解を整理した。
 カルドーによれば、これらの見解は①主権主義
 (反対者)、②正戦論 (支持者)、③人道的平和
 論 (代替策)、④人権の執行 (改良派) の4つ
 に分類することができるという [Kaldor 2007/
 山本他訳 2011: 71-82]。カルドーのいう主権主
 義はリアリストおよび多元主義者、正戦論は国
 家中心的道義主義者、そして人道的平和論は主
 に人道団体や平和団体の見方 (軍事介入ではな
 く人道援助などの市民社会の介入が望ましいと
 考える立場) である。最後に、カルドーは自身
 が支持する「人権の執行」論について次のよう
 に述べている [Kaldor 2007/訳 79]。

人道的介入は、国家が崩壊していたり、国家自
 身が法に違反している場合にとられる手段であり、
 人権に関する国際法や戦争法を執行する役割を担
 う。法の執行は、戦争とは異なる。(中略) 法の執
 行に際して、任務を達成するために人権や人道法
 を徹底的に尊重する。これは戦争というより警察
 活動のようなものである。

カルドーは「実際に『保護する責任』を果た
 す際に軍事力をどのように行使すべきかにつ
 いては、ほとんど議論がなされていない」と
 指摘している [Kaldor 2007/訳 268-269]。そ
 して、カルドーは「人間の安全保障 (human
 security)」アプローチの重要性について議論し、
 とりわけEUと国連は「軍隊と民間人、そして
 警察から構成され、民間人の保護と治安の確
 立・維持を主な任務とする新しい『人間の安全
 保障』治安部隊を展開する必要がある」と述べ
 ている [Kaldor 2007/訳 279]。「人間の安全保
 障」治安部隊は、領域を占領したり、敵の部隊
 を破壊したりするのではなく、一般市民を保護
 することを狙いとした安全地帯や人道回廊のよ
 うな手法を展開するのだという [Kaldor 2007/
 訳 279-280]。また、カルドーを中心メンバー
 とする「ヨーロッパの安全保障能力に関する研
 究グループ (SGESC: Study Group on Europe's
 Security Capabilities)」は、EUに「人間の安全
 保障」即応部隊 (Human Security Response
 Force) を創設すべきであるという、より具体
 的な提案を行っている [SGESC 2004]。「人間
 の安全保障」即応部隊は、伝統的な平和維持軍
 や伝統的な軍隊とはまったく異なる方法で行動
 し、その主な任務は法の執行を支援すること
 であるという [Kaldor 2007/訳 279]。

リベラリストの言説から、人道的介入を支持
 する根拠として正義と人権の尊重といった道義
 を強調する思想が読み取れる。ウォルツァーは
 人道的介入における正当な意図を重視するコ
 ミュニタリアン (共同体主義者) であり、テソ
 ンは意図よりも結果を重視するユーティリタ
 リアン (功利主義者) として理解される。どちら
 も人道的介入の動機に国益が含まれることを否

定しないが、現実の人道的介入がどのような国家行動であるかを説明するのではなく、どうあるべきかという議論に焦点が当てられている。しかしながら、リアリストが指摘するように人道的介入の動機が国益によって形成されるのであれば、その問題を抜きにして人道的介入の必要性を論じることは妥当であろうか。

2-3 リアリズムとリベラリズムの収斂？

これまでリアリズムとリベラリズムのそれぞれの視点から人道的介入に関する言説を整理してきた。その結果、人道的介入を正当化する上で前者は道義ではなく国益を、反対に後者は国益ではなく道義を根拠とすることが明らかになった。しかしながら、人道的介入は利他主義と利己主義の2つの性質を合わせ持つとし、リアリズムとリベラリズムの意見を収斂させていく議論もある。

R2Pが登場する以前に、青井は人道的介入が規範ではなく国益によって説明可能であり、利害がなければ介入は起こらないというリアリズムの見方を否定した〔青井 2000: 118〕。そして青井によれば、人道的介入は「倫理的正当性システム」と「力の正当性システム」の「2つの国家行動の正当性システムの競合の結果」であり、双方の条件が一致した場合に、介入国側の人道的介入に対する政治的支持が高くなる傾向があるという〔青井 2000: 108〕。青井のいう正当性とは、『なぜ』ある行為者がある特定の政治的目的を持ち、それを達成することが許容されるのか、また、『なぜ』そのような手段が正しいとみなされるかを説明するもの」と定義される〔青井 2000: 110〕。

「倫理的正当性」とは、人権や人道といった

道義的規範の普遍性と国際化を根本的な基盤とし、とくに西側の民主主義諸国の政治社会的価値を反映するものであると同時に、「主権国家の一部を国際社会の利害のために一時的・部分的に制限することを正当化するもの」である〔青井 2000: 112〕。このような内政不干渉の原則を超える規範を強調する論理は、リベラリズム的な思考体系に該当する。ただし、青井によれば「自国の軍から犠牲者を出すことを警戒する民主主義体制の傾向、国際組織の正統性に関する認識の違い、実施制度の問題など、介入実施における合意を妨げる要因は多々ある。それゆえに、倫理的正当性のみではなく、力の正当性をも考慮する必要がある」という。そして、「力の正当性とは、自国の『国益 (National Interest)』の定義を国際規範や倫理といった要素ではなく、自国の物質的・地政学的利害関心に則って見極め、さらにこれを自由に追究することを正当化するもの」であり、この代表的な思考体系がリアリズムであると指摘している〔青井 2000: 116〕⁽¹¹⁾。したがって、前者は道義的規範に基づく利他主義、後者は国益に基づく利己主義と換言することができよう。

しかしながら、道義と国益の関係は対称的な競合関係と呼べるものだろうか。R2Pの成立によって人道的介入がグローバルな規範としての正当性を付与された現在においても、依然として国益は人道的介入の実施を左右する決定的な要因ではないだろうか。たとえば、グルフル紛争では、2003年から2008年までに難民・国内避難民の数は270万人以上となり、犠牲者は30万人にのぼった〔Holmes 2008〕。しかしながら、中国とロシアの拒否権行使の可能性があっただけでなく、西側諸国の政治的意思が欠如し

ていたため時宜に適う人道的介入は実施されなかった⁽¹²⁾。また、2011年に発生したシリア内戦における犠牲者は2014年8月までに19万人を超えたという [OHCHR 2014]。しかしながら、シリアの深刻な人道危機への対応をめぐり中国とロシアは3度の拒否権を行使し、一方のアメリカは人道的介入の実施に積極的な姿勢をみせたが、その他の西側諸国とのコンセンサスや国内のコンセンサスを形成することができず断念した。

ダルフルやシリアの事例は、次のような問題を提起する。それは、人道的介入が実施されるときは道義と国益の両方に基づく国家行動として現れるとしても、結局のところ国益に適わなければ介入は実施されないのではないかという問題である。人道的介入の実際の動機は道義であるか、あるいは国益であるかを理論的および実証的に考察したクリーグ (Andreas Krieg) の研究は、この問題に対する1つの回答を示している。

クリーグは冷戦終結後から2000年代半ばまでの12の事例を対象に、人道的介入の動機における国家の利己主義 (National/Self-Interest) と利他主義の度合いをそれぞれ数値化して、両者の相関関係を分析した。クリーグは、国家の利己主義とは、経済的および戦略的な利益、また政策決定者の個人的な政治的利益のための行動を含む狭義の国益に基づく行動を意味すると定義している [Krieg 2013: 40]。そして、利他主義とは、「利己主義による動機づけではなく、必要なときに、かつ自国民以外の個人を助ける唯一の目的を伴った倫理的共感、あるいは規範に動機づけられた国家、さらに自国の政策決定者による他者志向の行動」を意味すると定義して

いる [Krieg 2013: 50]。

クリーグは実証分析によって、人道的介入が利他主義と利益に基づく要因の両方から構成される混合的動機によって動機づけられていることを示した。しかしながら、概してポスト冷戦期における人道的介入の最も強い推進力は国益であったと指摘する。そして、ルワンダとダルフルの2つの不介入事例について、「利他主義だけでは軍事介入を正当化しえないことが明白になる。介入が政策決定者の利益にも経済的あるいは地政学的な国益にも適わない場合、利他主義は補填しえないのである」と指摘する [Krieg 2013: 135]。そして、イラクやアフガニスタンの事例のように、ほとんど利他主義の要素がなくても、利己主義のみで人道的介入が行われる場合があると述べる。したがって、「リアリストの理論に従って、ほとんどの人道的介入は主に利益に動機づけられており、一方の利他主義は周辺的な動機に過ぎなかった」と結論づけている [Krieg 2013: 135]。

おわりに

本稿では、規範理論としてのリアリズムとリベラリズムの視点から人道的介入の動機における道義と国益の関係性を考察し、両者の間で説明や解釈に大きな相違がみられることを示した。リアリズムの視点では、人道的介入は道義ではなく国益を追求するための国家行動として正当化される。しかしながら、この場合深刻な人道危機から人々を救済するという本来の目的は二義的なものになってしまう。一方のリベラリズムの視点では、人道的介入は国益ではなく道義のための国家行動として正当化される。リベラリストは正義や人権を根拠として積極的に

人道的介入の必要性を説くが、人道的介入が国益に基づいて恣意的に実施されるという問題を軽視している。両者の議論はどちらも不十分なものであり、現実の人道的介入は道義に基づく利他主義と国益に基づく利己主義の両者を動機とする国家行動として現れる。ただし、なぜ人道的介入が選択的に実施されるのかを理解するためには、人道的介入の動機の核心は国益であり、道義は動機の周辺要素に過ぎず、両者は非対称的な競合関係にあるという説明が妥当である。

さらにいえば、人道的介入の正当性を国益あるいは道義に求める議論は、どちらも基本的には国家中心的な考え方に他ならず、最も重要なことを見落としている。それは深刻な人道危機下にある人々が何を望んでいるかという「現地の視点」である。国益を優先した人道的介入の正当化は、現地の人々の利益よりも介入国側の国益を優先している。そして、道義を重視する人道的介入の正当化も、体制転覆によって民主主義国家を建設しようとするリベラル・ピースの思想と密接に結びついている。したがって、人道的介入やR2Pを「現地の視点」から再考し、中・長期的な平和を実現するために何をすべきなのか、そして何ができるのかを考え、実践していくことが今後の大きな課題である。

[投稿受理日2014.12.20 / 掲載決定日2015.1.29]

注

- (1) 国際法学者は‘intervention’の訳語に「干渉」を当てる傾向があるが、国際政治学者の多くは「介入」を使用している。したがって、本稿では一般的な訳語として定着している「介入」を使用する。ただし、文献などから直接引用する場合はその表記に従うこととする。
- (2) 本稿では、規範理論を国際関係において何が正しいのか、何がなされるべきなのかといった善悪の判断にかかわる問題を対象とする知識の体系と定義する。
- (3) 正式名称は「集団殺害罪の防止および処罰に関する条約」。
- (4) 内政不干渉原則は、国連による干渉を禁止する国連憲章第2条第7項と、一般国際法として発展した国家間関係における不干渉原則から構成される。後者は、1970年に国連総会で採択された「国際連合憲章に従った諸国家間の友好関係および協力についての国際法の原則に関する宣言（友好関係宣言）」[UN 1970]によって具現されたものである。
- (5) ジャクソンは、主権国家としての存立に疑問符がつくこれらの国々を「半人前の国家（Quasi-States）」と呼んでいる。
- (6) ランメルによれば、デモサイドとはジェノサイド（Genocide）、ポリティサイド（Politicide）、大量殺人（Mass Murder）を含む、政府による人々の殺害である。なお、ジェノサイドとは変えることのできない集団（人種、民族性、宗教、言語）のメンバーであることを理由に政府が人々を殺害すること、ポリティサイドとは彼らの政治観または政治目的を理由に政府が人々を殺害すること、大量殺人とは政府が無差別に人々を殺害することとそれぞれ定義している。
- (7) Rummel, Rudolph J., *20th Century Democide*, — <http://www.hawaii.edu/powerkills/20TH.HTM> (2014年12月3日)。
- (8) Rummel, Rudolph J., *Democide Since World War II*, — <http://www.hawaii.edu/powerkills/POOSTWWII.HTM> (2014年12月3日)。
- (9) 国連平和維持活動（PKO: Peacekeeping Operations）は、紛争当事国の同意に基づいて派遣されるため基本的には人道的介入に該当しない。ただし、PKOは展開後に国連憲章第7章に基づき「必要なあらゆる手段」の使用が許可されて強制力を持つ場合もある。
- (10) 残り2つの状況は、分離独立運動を支援するための介入と他国の先立つ介入に対して均衡を図るための介入である。
- (11) なお、東郷は青井のいう「力の正統性」について「『国益』と単純化した表現のほうがむしろ明解である」と指摘している [東郷 2001: 23]。

12) ウィリアムズ (Paul D. Williams) とベラミー (Alex J. Bellamy) は、西側諸国にとって人道的介入の障害となった3つの要因を指摘している。第1に、9.11テロ事件後アフガニスタンやイラクに対してアメリカ主導の軍事介入が行われたことで、国際社会におけるR2Pへの不信感が高まり、西側諸国はスーダン政府の同意なしに介入を正当化することが困難であった。第2に、アメリカにとってスーダンはアフリカにおける対テロ戦略のカギを握る国であるだけでなく、石油の産油国として地政学的にも価値のある存在だった。そして、反欧米テロ活動が活発にならないよう、スーダン政府を「テロの脅威」とは異なる側に維持しておきたいと考えていた。第3に、西側諸国の指導者はダルフールへの介入がスーダン政府とスーダン人民解放運動・軍との紛争解決に負の影響を与える可能性を懸念していた。西側諸国や政府間開発機構は、南北間の紛争を調停するために相当の外交努力を行ってきており、それを無駄にするわけにはいかなかったのである [Williams and Bellamy 2005: 36-40]。

参考文献

- Beitz, Charles R., 1979. *Political Theory and International Relations*, Princeton University Press. (進藤榮一訳, 1989. 『国際秩序と正義』岩波書店)。
- Bellamy, Alex J., 2003. "Humanitarian Intervention and the Three Traditions", *Global Society*, 17: 1, pp. 3-20.
- Carr, E. H., 1939. *The Twenty Year's Crisis, 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations*, Macmillan. (原彬久訳, 2011. 『危機の二十年——現実と理想』岩波書店)。
- Hehir, Aidan, 2013 [2010]. *Humanitarian Intervention: An Introduction*, 2nd edition, Palgrave Macmillan.
- Holmes, John, "At Five-Year Mark, Darfur Crisis Is Only Worsening: UN Aid Chief", *UN News Centre* (April 22, 2008), —<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=26422&Cr=darfur&Cr1#VIIshRMXXKd> (2014年12月11日)。
- Independent International Commission on Kosovo (IICK), 2000. *The Kosovo Report: Conflict, International Response, Lessons Learned*, Oxford University Press.
- International Commission on Intervention and State Sovereignty (ICISS), 2001. *The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty*, International Development Research Centre.
- Iraq Body Count (IBC), *Documented Civilian Deaths from Violence* (November 18, 2013), —<https://www.iraqbodycount.org/database/> (2014年12月20日)。
- Jackson, Robert H., 1990. *Quasi-State: Sovereignty, International Relations, and the Third World*, Cambridge University Press.
- Jackson, Robert H., 1996. "Is There a Classical International Theory?", in Steven Smith, Ken Booth, and Marysia Zalewski, *International Theory: Positivism and Beyond*, Cambridge University Press.
- Kaldor, Mary, 2007. *Human Security: Reflections on Globalization and Intervention*, Polity Press. (山本武彦・宮脇昇・野崎孝弘訳, 2011. 『人間の安全保障』論——グローバル化と介入に関する考察』法政大学出版社)。
- Kissinger, Henry A., "Syrian Intervention Risks Upsetting Global Order," *The Washington Post* (June 1, 2012), —http://articles.washingtonpost.com/2012-06-01/opinions/35460488_1_intervention-regime-change-national-interest (2014年12月5日)。
- Krieg, Andreas, 2013. *Motivations for Humanitarian Intervention: Theoretical and Empirical Considerations*, Springer.
- Morgenthau, Hans J., 1982 [1948]. *Politics Among Nations: The Struggle for Power and Peace*, 5th edition Revised, Knopf. (現代平和研究会訳, 1998. 『国際政治——権力と平和』新装版, 福村出版)。
- Morgenthau, Hans J., 1967. "To Intervene or Not to Intervene", *Foreign Affairs*, 45, The Council on Foreign Relations, Inc., pp. 425-436. (山室真由子訳, 2001. 「介入すべきか、介入せざるべきか」フォーリン・アフェアーズ編『フォーリン・アフェアーズ傑作選1922-1999——アメリカとアジアの出会い〈上〉』朝日新聞社, 265-279頁)。
- Nye, Joseph S., and David A. Welch, 2013 [1993]. *Understanding International Conflicts: An Introduction to Theory and History*, 9th edition, Pearson Education, Inc. (田中明彦・村田晃嗣訳, 2013. 『国際紛争——理論と歴史』第9版, 有斐閣)。
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), 2014. *Updated Statistical*

- Analysis of Documentation of Killings in the Syrian Arab Republic*, p. 1. —<http://www.ohchr.org/Documents/Countries/SY/HRDAGUpdatedReportAug2014.pdf> (2014年12月11日).
- Paris, Roland, 2004. *At War's End: Building Peace After Civil Conflict*, Cambridge University Press.
- Richmond, Oliver P., 2011. *Post Liberal Peace*, Routledge.
- Rummel, Rudolph J., 1994. *Death by Government*, Transaction Publishers.
- Study Group on Europe's Security Capabilities (SGESC), 2004. *A Human Security Doctrine for Europe: The Barcelona Report*, —<http://www.lse.ac.uk/internationalDevelopment/research/CSHS/humanSecurity/barcelonaReport.pdf> (2014年12月7日).
- Teson, Fernando R., 1997 [1988]. *Humanitarian Intervention: An Inquiry into Law and Morality*, 2nd edition, Transnational Publishers, Inc.
- Teson, Fernando R., 2003. "The Liberal Case for Humanitarian Intervention", in J. L. Holzgrefe and Robert O. Keohane, (eds.), *Humanitarian Intervention: Ethical, Legal and Political Dilemmas*, Cambridge University Press, pp. 93-129.
- Teson, Fernando R., 2005. "Ending Tyranny in Iraq", *Ethics and International Affairs*, 19: 2, pp. 1-20.
- Teson, Fernando R., 2006a. "The Vexing Problem of Authority in Humanitarian Intervention: A Proposal", *Wisconsin International Law Journal*, 24: 3, pp. 761-772.
- Teson, Fernando R., 2006b. "Eight Principles for Humanitarian Intervention", *Journal of Military Ethics*, 5: 2, pp. 93-113.
- UN Document, A/RES/25/2625 (October 24, 1970).
- UN Document, A/RES/60/1 (October 24, 2005).
- United Nations, *Framework of Analysis for Atrocity Crimes: A Tool for Prevention* (October 2014), —http://www.un.org/en/preventgenocide/adviser/pdf/framework%20of%20analysis%20for%20atrocity%20crimes_en.pdf (2014年12月13日).
- Waltz, Kenneth N., 1991. "Realist Thought and Neo-Realist Theory", in R. L. Rothstein (ed.), *The Evolution of Theory in International Relations*, University of South Carolina Press.
- Walzer, Michael, 2006 [1977]. *Just and Unjust Wars: A Moral Argument with Historical Illustrations*, 4th edition, Basic Books. (萩原能久監訳, 2008. 『正しい戦争と不正な戦争』 風行社).
- Walzer, Michael, 2004. *Arguing About War*, Yale University Press. (駒村圭吾・鈴木正彦・松本雅和訳, 2008. 『戦争を論ずる——正戦のモラル・リアリティ』 風行社).
- Welsh, Jennifer M., 2008. "The Security Council and Humanitarian Intervention", in Vaughan Lowe, Adam Roberts, Jennifer Welsh, and Dominik Zaum (eds.), *The United Nations Security Council and War*, Oxford University Press, pp. 535-562.
- Williams, Paul D. and Alex J. Bellamy, 2005. "The Responsibility to Protect and the Crisis in Darfur", *Security Dialogue*, 36: 1, pp. 27-47.
- Wolfers, Arnold, 1962. *Discord and Collaboration: Essays on International Politics*, Johns Hopkins Press.
- 青井千由紀, 2000. 「人権・国家と2つの正統性システム——人道的介入の理論的考察」『国際政治』第124号, 108-122頁。
- 岡部達味, 2000 [1992]. 『国際政治の分析枠組み』第4版, 東京大学出版会。
- 奥迫元, 2002. 『A. ウォルファーズの国際政治理論——現実主義の再検討を求めて』早稲田大学政治学研究科博士学位論文。
- 吉川元, 2007. 『国際安全保障論——戦争と平和, そして人間の安全保障の軌跡』有斐閣。
- 東郷育子, 2001. 「『人道的介入』と国際政治の理論——良心と正義に基づく人類益を目指して」『国際問題』第493号, 15-31頁。
- 千知岩正嗣, 2013. 「『保護する責任』を司るグローバル権威の正当性——国連安保理と民主主義国協調」『国際政治』第171号, 114-128頁。
- 中本義彦, 2006. 「規範理論」吉川直人・野口和彦編『国際関係理論』勁草書房, 267-297頁。
- ヘンリー・キッシンジャー, 1999. 「クリントンは致命的な誤りを犯した」『Newsweek (日本語版)』4月7日, 39-45頁。
- ヘンリー・キッシンジャー, 1999. 「新世界無秩序を読む」『Newsweek (日本語版)』6月2日, 26-27頁。
- 最上敏樹, 2001. 『人道的介入——正義の武力行使はあるか』岩波書店。
- 望月康恵, 2003. 『人道的干渉の法理論』国際書院。
- 山田満・小川秀樹・野本啓介・上杉勇司編, 2005. 『新しい平和構築論——紛争予防から復興支援まで』明石書店。